

かけがえのない生命を守る湿地 琵琶湖の取り組みを世界が注視している

「ラムサール条約」に琵琶湖が登録されて十周年。
いまあらためて条約の主旨を確認し、今後に向けた課題と提言を、
それぞれの第一線で多彩な活動を展開しておられる皆様にお集まりいただき、お伺いした。



須川 恒氏



口分田 政博氏



前畑 政善氏

龍谷大学講師	須川 恒
「滋賀県野鳥の会」名誉会長	口分田 政博
琵琶湖博物館総括学芸員	前畑 政善

まず「ラムサール条約」の目的などについて、皆様それぞれのお考えをお聞かせいただけますか。

口分田 琵琶湖がラムサール条約の登録湿地であることは、私たち「滋賀県野鳥の会」にとっては大変うれしいことです。ラムサール条約の正式の名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。しかし、鳥は食物連鎖（生態ピラミッド）の頂点近くに立つ動物ですので、食物連鎖の下部の部分が充実していないと生活できません。したがって、条約は「特に水鳥」の保護を目的にしているのですが、よく考えると生態系全体を保護するのが目的であるといえると思います。

さらにラムサール条約は、登録湿地として指定された場所だけの問題ではないと思っています。指定地を中心にして、それを広げていくということが非常に大事なことではないかと思っています。私の家は田んぼの真ん中にあり、それ自体が素晴らしい湿地であると実感しています。しかも、これが昔からずっとワイズユースされてきたということを考えるのと、ラムサール条約の心は、指定地だけではなくて全体に及ぶものだと思いますし、そうでなければならぬと考えています。

前畑 琵琶湖には固有種をはじめ実に多くの生きものが生息してきました。ところが、昭和四十年代初めにブルーギルが入り、昭和四十九年にブラックバス（オ

クチバス）が発見され、昭和五十年代にこれが大変な勢いで増えていきます。

一方、戦中・戦後に食糧増産の目的で行われた内湖の干拓、その後行われた圃場整備や琵琶湖総合開発などは魚類のゆりかごを奪い、結果的に、琵琶湖の固有種をはじめ、身の周りにいた多くの魚が随分減ってきたわけです。このような生きものの生息環境の悪化を防ぐという意味において、琵琶湖全体を視野に、水辺環境を保全するラムサール条約に琵琶湖が登録されたことは非常によいことだと考えています。ただ問題は、実際にそこに暮らす人々がこの条約をどの程度意識するかです。つまり、準備はできたが、人々がどこまで主体的に取り組むかということが課題だと感じています。

須川 ラムサール条約というのは三年に一度締約国会議を行っています。三年ごとに何をしているかという、湿地を保護して持続的に利用するために、どのようにしたらよいのかという「宿題」を、各国をはじめ地方自治体、NGO、地域の人々に向けて発信しています。この「宿題」に一生懸命取り組み、琵琶湖に関しても問題解決の手がかりになる施策などが見つかるはずですが、一番の課題は、「宿題」が出ていることをまったく知らない人が実に多い点なのです。ラムサール条約に十年前に入ったのはまちがいなく前進だと思いますし、最近では市町村連絡協議会なども生まれ、少しは進んでいると思いますが、「本格的



に」というのは、実はこれからだという感じがしています。

水鳥の保護だけでなく 命を育む湿地保全の条約

次に湿地の保全と水鳥の保護、これに関して条約との関連も背景に、須川先生はどのようにお考えですか。

須川 ラムサール条約は一九七一年に、特にヨーロッパの水鳥と湿地の關係に強い関心を持っている研究者や保護關係者がかわってできた条約です。ですから条約の冒頭に「水鳥にとって国際的に重要な湿地」と書かれています。しかし、最近ではもう水鳥の条約だといった考え方

はやめ、あくまでも湿地保全の条約であるという意見の一致ができてきていると思います。

水鳥を調べるのは、楽しみながら数も数えられるし、ここが重要な湿地かどうか、水鳥の個体数などで容易に判定できるので、そのような意味では、また水鳥は非常に重要だと思います。

実は、琵琶湖がラムサール登録湿地になったことをきっかけに、二年間行われた県の水鳥の総合調査にかかり、琵琶湖の湖岸全周を船を走らせて、水鳥の個

体数や分布を調べる調査や、関連する多くの調査を行いました。

二万羽以上の水鳥が飛来する湿地は登録湿地にできる条件なのですが、琵琶湖はガン・カモ類の水鳥だけで七万八千羽も越冬していることがわかりました。琵琶湖の湖岸環境は地域によって様々ですが、湖北町のこの辺りのように、遠浅で水草やヨシ原が多い湖岸には、ガン・カモ類の水鳥たちが多く集結するということを確認しました。

国内外に多くの登録湿地があります。ロシアのカムチャツカ半島にある広大な登録湿地に集結する雁の一種であるオオヒシクイを、ロシアの鳥類学者とともに捕獲して、番号が刻印された赤い首輪を装着したところ、日本海側のいくつかの登録湿地を経て、琵琶湖の湖北地方でも多数が越冬していることが確認されました。この湖北野鳥センターにある望遠鏡で、首輪の番号を読みとることもできました。この鳥たちは、登録湿地が国境を越えてつながっていることを教えてくれました。

「滋賀県野鳥の会」の活動の目的や歴史も含めて、そのあたりはいかがでしょうか。

口分田 「滋賀県野鳥の会」をつくったきっかけは、三島池のマガモの自然繁殖の保護が目的でした。三島池の鳥獣保護区（当時は禁猟区と言っていました）の拡大推進や天然記念物の指定を受けるた

めの運動を盛んに行ってきた。そして五、六年後に「山東野鳥の会」に発展したのです。昭和四十年頃になると琵琶湖にハンターが殺到しはじめたのですが、野鳥を保護する団体が何もありません。そこで、行政の方から「山東野鳥の会」を発展的に解消して「滋賀県野鳥の会」にしてもらえないだろうかという依頼があったのです。私たちも快諾して、昭和四十四年に現在の会を発足させました。

振り返れば、いろいろなことを行ってきましたね。たとえば、南湖の鳥獣保護区設定の陳情をしたり、琵琶湖全域を保護区にしてほしいという陳情などをしました。また、ヨシ原の保全についての基本になる調査を三年間続けました。そして、ヨシ原と水鳥の関係などを詳しく調べて滋賀県に提出しました。最近では、鳥獣保護センターの建設を知事に陳情しました。

前畑先生は琵琶湖博物館の学芸員でいらっしゃいますが、琵琶湖の湿地も含めた歴史などを読者の方への情報提供も兼ねて、少しお話しただけですか。

前畑 私は地史の専門ではありませんが、琵琶湖には古い琵琶湖（古琵琶湖）も含めて四百万年の歴史があります。四百万年前に、三重県の伊賀上野の辺りに小さい湖ができました。それが、三百万年ほどかけて現在の位置に移動してきたのです。その間も湖は現在ほど大きくは

なかったようです。琵琶湖が現在の大きくなったのは四十万年前くらい前と言われています。現在の琵琶湖の特徴としては、非常に広大な沖合いがあり、そこには下層に冷たい水の層があり、また北湖の一部地域ではありますが広大な岩場があること、また湿地帯そのものであるヨシの繁った湖岸や内湖があることです。そして、そうした個々の環境に適応して、様々な固有の種が生まれ、それらがそれぞれ個々の生活を繰り広げているのです。

琵琶湖というと、多くの人が現在の琵琶湖、あるいは農耕が始まってからの琵琶湖を考えますが、琵琶湖に人間が住みつく以前、一、二百万年前には、現在湖岸の田んぼになっている所はほとんどヨシ

帯であったと思います。琵琶湖の周りには膨大な面積のヨシ帯が広がっていて、アジアモンスーン気候の下で、五月から七月に大量の雨が降り続けると、すごい数の鮒や鯉やナマスがこの湿地帯に入り込んで産卵したと思います。

このような大面積を占めていた湿地が減少していったのは、水田の開拓が盛んに行われるようになってからのことでしょう。こうして湿地帯は消えていくわけですが、それでも昭和三十年代までは田





湖北野鳥センター

んぼが自然にあった湿地帯の役割を果たしていたと考えられます。その時代までは、湖と田んぼの連続性が保たれていたために、まだ自然の循環がうまくいっていたのです。これを断ち切ったとき、琵琶湖の魚類の減少が始まり、また水質の汚染が始まったと思います。

今、古代の壮大なヨシ帯の話が出たのですが、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」（通称「ヨシ条例」）とラムサール条約の関係を教えていただけませんか。それから、琵琶湖の内湖も湿地だと思つのですが、条例には含まれてい

るのでしょうか。

須川 「ヨシ条例」に関しては、私は野鳥の営巣地や越冬地としての役割を調べる調査に参加しました。ヨシの重要性が再認識されたのは九〇年代に入ってからです。それまでは基本資料がほとんどなかったため、淡水魚に果たすヨシの役割や有効な利用法など数々の調査と整理が行われました。その中で、私が特に興味を持ったのはヨシ群落の面積です。面積が大きいほどサンカノゴイ、カンムリカイツブリといった珍しい種類が繁殖します。また、水に十分浸かっていないと営巣地として役割を果たさないことも解ってきました。つまり、野鳥をはじめ多様な生きものが生息している大規模なヨシ原がもっとも重要な保全対象になるということです。

内湖は、登録湿地にはほとんど含まれていません。登録湿地を広げることについても考えますが、とりあえずそれにこだわる必要もないと思います。登録湿地でなくても湿地の保全と持続的な利用を考える上で、ラムサール条約を活用していくことが大切です。たとえば霞ヶ浦はまだ登録湿地ではありませんが、昨年のパレンシア会議（スペイン）でも積極的な保全の取り組みが発表され、国際的にも注目されています。まず、琵琶湖の湿地の管理計画をしっかりと立て、計画を推進する時点で関係する内湖や河川を含めていけばよいのではないのでしょうか。ちなみに、ヨシ群落の保全・保護地区には

内湖も入っています。

湿地の文化的側面が
いま世界的に注目されている

湿地の保全や活用について親から子どもへ受け継ぐ、あるいは文化を継承するといった側面はどのようにお考えですか。

前畑 一九九六年に琵琶湖博物館が開館した際、世界古代湖会議が開催されました。この会議では、湖の自然とそのほかに暮らす人々の生活は互いに密接に関連しており、文化は自然の反映であり、その逆もまたそうであるといった考え方が提示されました。それは「生命文化複合体」という言葉で表されています。これは私感ですが、文化的な側面を言つと、日本が先の戦争に負けたことがその善し悪しは別として、日本人の生活文化に大きく影響したように思います。敗戦後の貧しい暮らしの中に米国の大量生産、大量消費の流れが押し寄せ、この合理的な思考を懸命に追いかけているうちに、日本もいつしか豊かになっていきました。しかし、ふと振り返ってみると、すでに自然は大変なことになっていました。そして、日本人のアイデンティティも喪失していた。

いま大事なことは、かつて地域地域に息づいてきた文化、伝統を掘り起こすことです。同様のことは、日本だけではなく世界各国が再考しはじめています。そ

それぞれの地域に永く受け継がれてきた伝統文化。その中には数多くの知恵が含まれており、それらは現在の生活に生かせると思つのです。また、伝統文化、それらを身をもって継承しておられる年輩の方々が地域地域にたくさんおられますから、掘り起こすことは十分可能です。須川 有益な人材が活用されていないことは非常にもったいないことです。湿地やその価値を生かしてきた人々が、地域の財産であるという感覚が希薄なんですね。

昨年のパレンシア会議では、湿地の文化的側面に注目する非常に長い決議文が出ました。この湿地の文化的側面というのは、水にかかわる文化のすべてを含みます。たとえば、以前は田んぼを利用するためにいるいるな行事があり、伝承も数多くあり、それが一つになっていました。現在は祭りなどに一部は残っていますが、本当の意味で、つまり生きた形では継承されていません。

昔の形に戻れということではないけれども、これからの湿地のあり方を考える上で有益なヒントがたくさんあります。現在、日本の全域が同じようなパターンで、本当は琵琶湖なら琵琶湖の、それぞれの地域の特性を生かしたものにしたいかなければならないのです。そのヒントが数多く眠っています。それらを汲み上げて、次の世代につなげていくような作業が非常に重要だと思つています。世界各国の人々

もこのことに気づいたのです。

口分田 昭和四十五年あたりまで、琵琶湖周辺にはヨシ原がたくさんあって私たちは、ヨシ原に分け入らなければ、琵琶湖を間近に見ることができませんでした。たとえば、湖北や守山市でも広大なヨシ原があつて、間近に琵琶湖を見るのがほとんどできなかったのです。わずかに細い踏みつけ道や船が出入りする水路が所々にあつて、そこへ行ってはじめて琵琶湖に接することができました。

その後、湖周道路ができ始め、そのヨシ原の上を道路が通つたのです。その道路に上がれば、琵琶湖が見られるようになりました。昭和四十六年に琵琶湖全体が鳥獣保護区になり、それと同時にカモ類がどんどん増え、三年後には湖北の早崎に初めて白鳥が飛来しました。最初は七羽でしたが、「わあ、白鳥が来たあー」と大喜びして未完成の湖周道路から白鳥の群れを眺めたことを、昨日のこのように思い出します。子どもたちもお年寄りも、誰もが感激しました。それから白鳥に夢中になった子どももいたはずですよ。このように、琵琶湖という大自然の恵みの中で感激した実感、そのような気持ちが次の世代に受け継がれて行くことが何よりも大切だと私は思います。

現在、湖北のほうで広範囲の内湖復元によるピオトープをつくっています。もう一度、当時の自然を呼び戻したいのです。白鳥をはじめ数多くの野鳥が飛来すると、地元の人々もあらためて関心を持

ち、その中で生きものが復活してきます。それを子どもや地域の人も体験する。「昔はこんな感じだったんだ!」という感慨を抱きながら…。だから、湿地をしっかりと守っていかなければならない。そうすれば、これからも人間と生物は共生できるのではないかと、ということに多くの人が気づいてくれるはずです。それがまた各地に広がり、「うちでもできるのではないかと」というように取り組みが拡大していくと思います。いま、学校では校内に川や池を造つたりしています。これもラムサール条約の推進に必ず役立ちます。

個々の役割、情報を生かす生活に密着した「ワイズユース」

条約のキーワードに「ワイズユース」(湿地の賢明な利用の仕方)というのがあります。これについて皆様のご意見をお聞かせください。

須川 ワイズユースの反対語はアン・ワイズユースです。では、湿地の使い方がワイズかアン・ワイズかをどこで判定するのかというと、マイナス方向の変化があるかないかなのです。これは、「生態学的特徴の変化」という言葉で文書にもなっています。「湿地のリスク」についてのガイドラインもできています。特にひどい状況にある湿地には黄信号を出し、これに対して世界中の人々が手を差し伸べ、知恵を絞るのです。もちろん、

この逆もあります。よくやっているところは誉めます。このようにして、優れた知恵や取り組み、その経緯をどんどん取り入れていこうという姿勢は条約でも顕著です。

もう一つ重要なのは広報・普及・啓発活動「セバ」(CEPA: Communication, Education & Public Awareness)です。普及・啓発というのは環境教育・普及啓発のこと、これを「エバ(EPA)」と言っていました。これに、「コミュニケーション」の頭文字の「C」が加わりました。これが何を意味しているのか。一例を挙げます。漁師やヨシの業者は毎日のよう

に湖岸湿地やヨシにかかわっていますし、教育関係の方々も子どもたちにかかわっています。それぞれの情報は他とは比較にならないほど深く豊かです。お年寄りの伝承や地域文化に関する知識も同様です。そこで、これまでのようなタテの系列で上から下へと情報を伝えていくのではなく、新たにヨコに広げた関係をつくっていこうというのが、この「コミニ



二ヶーション」の考え方なのです。地域の一人ひとりの役割、情報力をしっかりと捉えて教育や啓発を推し進めていくわけです。ここにワイズユースの原点があると思います。

前畑 生活に密着しているという意味でのワイズユースですね。まず根本から始めようということ、それぞれの地域の価値や文化、あるいは自然にかかわる生活そのものの中に価値を見つけ、掘り起こしから手がけ、それを広めていくことからののです。つまり、地域で暮らしている人々自身が何をどうしたいのかという対話がスタートラインになるでしょう。その意味では、私も須川先生と全く同意見です。

口分田 私が具体的に思うのは田んぼです。この話はよくするのですが、たとえば棚田や山の中の田んぼを人が放棄していくとします。放棄していくということは人も消えていくということです。したがって、その田んぼの周辺の山や里山が荒れてきます。これをそのまま放置しておく、さらに荒れ果て、ますます人が住まなくなります。ですから、このような田んぼの保護をしっかりとやらないとすべてが自分の生活に及んでいきます。近くの川などもきれいでなければ、その周辺の生活や地域文化、受け継いできた祭りもなくなっていくます。人がいなくなるのですから…。

それから考えるとラムサール条約というのは、そんなにハードルが高いもので

はないのです。自分の足元をこの条約の視点から考えなければならぬこと、一人ひとりがやらなければならないことがたくさんあるのです。それに気づいて、自分の足元から固めていく、このような活動が必要なのではないかと思っっています。

今年九月に条約登録十周年を記念して博物館でシンポジウムを開催されるそうですが、その概要などを教えていただけますか。

前畑 私は直接的にはかかわっておりませんが、琵琶湖の保全を目的に滋賀県や二十一市町で構成する「琵琶湖ラムサール条約連絡協議会」が五月に開かれ、開催が決定されたと聞いております。過去十年間の総括と今後の施策を考えるシンポジウムです。広く地域や一般の方々にも参加を呼びかけ、生活者の意見を積極的に発信していただき、多くの人々が合意できる方向を見いだしていく会議になるのでは、と期待しています。

須川 特に今、東南アジアの人々はラムサール条約に強い関心を抱いています。そのあたりの事情を一番よく知っておられるラムサールセンターの方も講演をされるかと伺っています。東南アジアの人々がこの条約を注視している理由は湿地のワイズユースの考えです。最初は水鳥保護の条約だと、あまり注目していなかったのです。しかし、多くの国民の生活を支えるには、工業を振興するよりも農業

や水産をはじめ湿地を積極的に生かしたほうが賢明だと。そうすれば多くの人々の生活が豊かになるし、観光も促進される可能性があると考えはじめたのです。条約が提言しているいろいろな考え方がリアルに響くみたいですね。水辺地域は生産力が高いということで、湿地が重要だという考えを前へ持つてくると環境政策も進めやすく、地元の理解も得やすいわけです。

条約の主旨を広く浸透させ地道な活動を導く地域リーダーを

条約登録から十年を迎えるわけですが、今後に向けた課題や施策などをお聞かせいただけますか。また、琵琶湖は世界的にも非常に注目されていると思いますが、そのあたりはいかがですか。

須川 まず、ラムサール条約からのような宿題が出ているのかをできるだけ多くの人々に理解してもらうことが重要です。そのために、私は何人かの仲間と「琵琶湖ラムサール研究会」という会をつくり、条約の普及啓発のための冊子をつくったり、ホームページを作る活動をしていますので、ぜひ多くの方に活用してほしいと思っています。湿地には数多くの機関や団体が絡んでいます。それらが琵琶湖の問題の解決に向けて、どのようなことを行っているのかをきっちり整理して、外からも見えるように発信していかないとけません。

環境立県と言われて、国際的にも期待されている滋賀県ですが、ラムサール条約という共通語をもつことによって、どういうことはすでに行っていて、どういふことはまだ行っていないのかがわかってくるのが大切だと思います。

前畑 湿地として湖回りに大面積を占めている田んぼの役割は非常に重要です。そこで、私も田んぼがもっていたかつての水生物のゆりかごとしての機能、つまり魚やカエルなどの産卵場、子どもの生育の場としての役割を復活させるべく漁家、農家に行政も加わった縦断型の田んぼ水辺研究会のような組織を結成しようと思っっています。今日もここへ来る前に近くの漁師さんの所へ伺って、「発起人になってください」とお願いしてきたばかりです。それから、ヨシ帯、これの保全・復活に向けては、県の各部署で現在様々な取り組みをされていますので、大いに期待されると思います。

話は戻って田んぼのほうですが、農家の方々は昔みたいであってほしいという思いが非常に強く、こちらにも熱意が伝わってきます。実際、新旭町のほうでは世代を超えて「水辺の学校」という活動が始まっています。まずは田んぼの観察などを行っているようですが、これと本格的に田んぼの機能が復活したらすごいですよ。「三、四十年前の田んぼの機能を甦らせたい！」とみなさんが意気込んでおられます。水田の乾田化と田んぼがもっていたかつての機能の回復は互いに



相反するものですから、技術的になりに
難しいことも含まれていますが、両者の
間でどのように折り合いをつけるかが、
今問われています。
口分田 今、皆さんがおっしゃったよう
に、課題はラムサール条約の意図を県民
にどのように浸透させていくかだと考え

ています。私の町には、螢、カモ、湿原
といったテーマがいくつもあり、それぞ
れについて問題が提起されればすぐに調
査・研究を始めシンポジウムなどを開い
ています。これらによって関心を高めて
いくわけです。

問題はリーダーになる人が少ないとい
う点です。そこで、この課

題への取り組みも兼ねて、

私は三年前から町で、「高
齢者の環境教育」というも

のをやってきています。最
初は人が集まってくれるか

と心配しましたが、二十人
ほど集まりました。二年目

は面白いということで約四
十人、今年は八十人くらい

になりました。高齢者の方
に皆が暮らした少年時代の

環境を今の子どもたちに話
してもらおうというもので

す。こういうことをやりな
がら、高齢者が若い世代に

昔の環境はどうだったの
か、水辺文化はどうだった

のかを伝えていただきたい
のです。その橋渡しが私た

ちの役目だと思っています。
前畑 私どもにもよく地域

からお声がかかります。私
どもの博物館では地域支

援、つまり、地域の方々か

ら学芸員の派遣などの依頼があれば、お
手伝えさせていただくという立場をとっ
ています。博物館が地域のお役に立つの
ならば、どんどん活用していただきたい
と思います。私どもが直接うかがえない
場合、まだ準備上ですが、博物館を核
に主体的に活動しております。「はしかけ
さん」というセミプロ集団などを紹介
もできます。将来的には、地域からお声
がかかれば、その地域にいるはしかけさ
んが、お役に立てる方法を考えておりま
すのでお問い合わせいただけたらと思い
ます。

須川 この琵琶湖水鳥湿地センターの隣
にある湖北野鳥センターがオープンした
のは一九八八年です。その頃に小学生を
対象にした「冒険クラブ」というプログ
ラムに参加した子どもたちの中から、現
在のセンターの活動をささえる人たち
や、琵琶湖ラムサール研究会のメンバー
も生まれています。実際にわずか十年ほ
どで次の世代が育ってくるのです。

口分田 この前、私が代表になっっている
「カモとホタルの里づくりグループ」(山
東町)が「日本水大賞」奨励賞を受賞し
ました。「日本水大賞」はあらゆる人々
が、水、川、湖沼、地下水などすべての

水空間において、水に関する環境 防災、
水利用などの向上をめざして具体的に
行動し、なんらかの成果をあげる団体」に
与えられる賞で、本年は二六六件の応募
があり、九件の団体が表彰されました。
この受賞は、私たちグループの今後の活
動の大きな励みになり、また発足以来初
めての受賞で、本年グループ発足十五周
年を迎えた記念すべき年に花を添えるこ
とになりました。

そこで、滋賀県でも「ラムサール琵琶
湖活動賞」や「草の根琵琶湖活動賞」と
いうような、地道な環境活動に対しての
賞を設けていただけないものかと願って
います。地域を問わず地道な環境保全活
動に力を入れて、成果をあげている団体
や個人を励ましていただければと思っ
ています。そして、この表彰時において、
その活動を発表し合い、励まし合って環
境への関心を深めることができたと思
っています。今回の鼎談が賞制定のきつ
かけになれば、これほどうれしいことは
ありません。

この鼎談は、平成十五年七月二日、
「湖北野鳥センター」で行われたもの
を収録いたしました。

「琵琶湖ラムサール研究会」の以下のホームページからラムサール条約本文、最近の締約国会議で
出された主要文書の翻訳や解説などが読めるようになっていきますので、条約の勉強のためにご利用
ください。

「琵琶湖ラムサール研究会」のホームページ <http://www.biwa.ne.jp/nio/ramsar/profoww.html>